

野洲市子育て支援会議条例の改正について

1. 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月 25 日公布）の施行に伴い、市が認可を行った小規模保育事業所等において児童虐待が発生した場合に、その措置等について市は児童福祉審議会等に報告を行うこととされたことから、野洲市子育て支援会議を児童福祉法第8条第3項※の規定に基づく児童福祉審議会に位置付け、当該報告等に関する所掌事務を追加するものです。

※児童福祉法第8条第3項

市町村は、(略)、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2. 改正部分

野洲市子育て支援会議条例（平成25年野洲市条例第25号）の一部を次の表のように改正します。（下線部分が改正部分）

改正前	改正後
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、野洲市子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子育て支援会議は、<u>法</u>第72条第1項各号に掲げる事務を<u>処理する</u>。	（設置） 第1条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u>第72条第1項の規定に基づき、野洲市子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子育て支援会議は、<u>児童福祉法第8条第3項に規定する事務及び子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する</u>。

3. 施行日

公布の日から施行します。（公布の日は、第6回野洲市議会定例会議決日の12月24日を予定しています。）